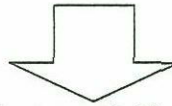


介護保険制度の平成 17 年度改正による予防給付の創設

- 「要支援者」に対する保険給付として初めて「予防」を保険給付化（「予防給付」）
- 軽度の要介護者（要支援、要介護 1）の方々に対するサービスをより本人の自立支援に資するように改善する。

軽度者の特徴

1. 廃用症候群（骨関節疾患等を原因とし、徐々に生活機能が低下するタイプ）の方々が多い。
2. 早期から予防とリハビリテーションを行うことで生活機能の改善可能性が高い一方、「年だから仕方ない」と活動しない、させないと生活機能の低下のリスクも高い。



改善可能性に向けた本人の意欲を高めることが重要

- 新予防給付の対象者は、原則として、「要支援」又は「要介護 1」の方々のうち、「新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像」を有する方々を除いた方々とする。

◆ 新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像

- ① 疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態
- ② 認知機能や思考・感情等の傷害により、十分な説明を行ってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態
- ③ その他、心身の状態は安定しているが、新予防給付の利用が困難な身体の状態にある状態

○ 保険給付と要介護状態区分のイメージ

